

◎市(事務局)の役割

総合計画及び地域福祉計画との整合性を図りながら、毎年、関連機関等との間で施策や目標に関わる取組状況、評価を踏まえた事業全体の実施内容の検討を進める。

【重層的支援体制整備事業(法106条の4第2項)】とは、地域住民の地域生活課題の解決に向けた取り組み(法4条第3項)に対応する包括的な支援体制を整備(法106条の3)することを目的とした事業。既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活かしながら、これらの事業を効果的に実施するために新たな機能(アウトリーチ事業、参加支援事業、多機関協働事業)を加え、強化することにより地域福祉の推進(法第4条第2項)を目指す。

石巻市包括的支援体制整備事業[全体図]

1 属性を問わない相談支援

①包括的相談支援事業(法106条の4第2項第1号)

相談窓口(分野ごとの支援機関)

高齢	障害
子ども・子育て	生活困窮
医療・健康	住まい

・地域包括支援センター ※
 ・基幹相談支援センター ※
 ・保育所入所相談(子ども保育課) ※
 ・こども家庭センター※
 (総合相談センター(児童福祉)、健康推進課(母子保健)、子育て支援課)、妊婦等包括相談(健康推進課))
 ・自立相談支援(保護課:生活困窮) ※交付金対象事業
 ・障害者相談支援事業所
 交付金等に含まれないが、各種相談窓口を開設している事業所など含む

それぞれの相談窓口で困りごとを受け止め、支援者間でつながる

- インテークの機能
- ①スクリーニング
 - ②関係形成・波長合わせ
 - ③情報収集

多職種連携会議

・社会資源の充足状況及び支援機関が把握する住民の地域生活課題の共有
 ・地域での様々な活動への住民参加の促進の検討
 ・支援関係機関の連携体制の構築
 ※地区:民児協地区

3 地域づくり事業(法106条の4第2項第3号)

地域に人と人との多様なつながりが生まれやすい環境整備のための支援

- ・世代や属性を超えた交流ができる場の整備
- ・交流・参加・学びの機会を生み出す個別の活動や人のコーディネーター
- ・地域福祉実践者と様々な分野の関係者が集う場(プラットフォーム)の展開

介護 ※

地域介護予防活動支援事業
生活支援体制整備事業

障害 ※

地域活動支援センター事業

子育て ※

子育て支援拠点事業

生活困窮 ※

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

その他

庁内外で実施する地域づくり、街づくり等に資する事業等

※交付金対象事業

地域社会からの孤立を防ぐとともに多世代の交流や多様な活躍の機会・役割を生み出す

新

②多機関協働事業(法106条の4第2項第5号)

相談対応

- ・支援機関から相談を受け、一緒に考える
- ・既存の制度や会議体の活用も検討

プラン作成 支援機関のヒアリングを基に

包括的な支援体制を構築切れ目のない支援の実施支援機関の支援体制強化

困難事例と感ずる事象(例)

- ・サービス(フォーマル)につながらない
- ・支援希求力(助けを求めめる力)が弱い
- ・複数の分野にまたがる課題がある
- ・会議体を持ってない ect

重層的支援会議(本人・家族からの同意あり)

- ・プランの適切性の協議
- ・プランの共有
- ・プランの最終時等の評価

総合相談	介護	障害	健康
子育て	生活困窮		
住宅	教育	医療	社協等

課題が複合化・複雑化した事象等に関して関係者や関係機関の役割を整理しアセスメント・プラン作成により支援の方向性を示す

※本人・家族からの同意を得られていないケースの検討を行う「支援会議」は地域ケア会議等の会議体も活用する。

支援会議(同意なし) 法第106条の6

※支援機関による情報の共有、支援方針の確認等

新

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法106条の4第2項第4号)

複合的な課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する

訪問を通じて本人と信頼関係の構築を図り支援や地域社会につなげる

困り感が無い、地域社会からの孤立などの問題への対応

- ・地域のいろいろな立場の人たちが支援を行う体制づくり
- ・関係性構築に向けた支援
- ・家庭訪問や同行支援

新

2 参加支援事業(法106条の4第2項第2号)

本人と地域・社会とがつながるための支援

既存事業で対応できない社会参加に係る支援の必要性があるケースの対応

- ・本人と地域資源をマッチング(ニーズに合ったメニューの提示)
- ・社会参加に係るニーズが満たされているかの観点からフォローアップを実施
- ※プラン作成

地域資源の拡充
地域の社会資源を把握しながら、既存事業の社会資源を拡充する

新